原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

実

原告訴訟代理人は「被告が原告に対し昭和四二年一月一〇日付でなした昭和三九 年二月分から昭和四一年一〇月分までの物品税の更正処分ならびに無申告加算税お よび過少申告加算税の賦課決定処分はこれを取り消す。訴訟費用は被告の負担とす る。」との判決を求め、被告指定代理人は主文同旨の判決を求めた。 原告訴訟代理人は、その請求原因として

原告は乳製品の製造、販売を業とする会社であり、昭和三五年五月ごろから 「ミルクコーヒー原液」なる物品を製造しているが、右「ミルクコーヒー原液」は 不課税物品と信じ、従来物品税の申告をしていなかつた。

ところが被告は、原告が昭和三九年二月より昭和四一年一〇月までの問に製造 移出した右「ミルクコーヒー原液」につき、昭和三十九年二月分から昭和四一年三 月分までは物品税法(昭和三七年三月三一日法律第四八号)第一条別表第二種第四 類第四一号口(昭和四一年法律第三四号による改正前)、昭和四一年四月分から昭 和四一年一〇月分までは物品税法第一条別表第二種第一七号2に掲げる「コーヒ-シロツプ」に該当するものとして、別表 1 記載のとおりの物品税の更正処分ならびに無申告加算税および過少申告加算税の賦課決定処分(以下本件課税処分とい う。)を行つた。

しかし、本件課税処分は左記の理由によつて違法であるから取り消されるべき ものである。

本件「ミルクコーヒー原液」の原料の配合割合およびその原価構成は別表 Ⅱのとおりであつて、その主成分は脱脂乳であつて、コーヒーと甘味料を主原料としないし、その性状、用途からも乳製品であるから「し好飲料」たる「コーヒーシ ロップ」でないことは勿論、その他の「し好飲料」でもない。

なお、仮りに「ミルクコーヒー原液」が「し好飲料」であるとしても、右のよう に、その主成分は脱脂乳であり、かつねり状のものであるから、物品税法第一条別 表第二種第一七号品目3に該当し、同法施行令第一条第六条別表第一第二種の物品 第一七号品目3によれば乳固型分の重量または無脂乳固型分の重量の全重量に対す る割合が一〇〇分の一四以上または一〇〇分の一〇以上のものは非課税物品とされ ているところ、本件「ミルクコーヒー原液」の乳固型分の重量比は一〇〇分の八〇 以上であるので非課税物品である。

仮りに本件「ミルクコーヒー原液」が課税物品であるとしても本件課税処 分の対象となった昭和三九年二月より昭和四一年一〇月までの問に適用施行されて いた物品税法基本通達別表第二種戊類四五(10)は、コーヒーシロツプおよび紅茶シロツプを定義して「コーヒーシロツプおよび紅茶シロツプとはコーヒー又は紅茶を原料として、これに甘味料を加えたものでき釈して飲用するのに適する濃度お よび甘味を有する飲料をいう。」と定めていた。これはコーヒーを原料として、こ れに甘味料を加え、き釈して飲用に供するもので、いわゆるインスタントコーヒ の一種であつて、本件のような牛乳を主成分とした乳製品のようなものを予想して いない。ところが昭和四一年一一月、前記基本通達中のコーヒーシロップに関する定義を「コーヒーを原料として、これに甘味料およびその他の物品を加えたもので、き釈して飲用するに適する濃度および甘味を有する飲料をいう。」と改めた。これは従前の通達では本件「ミルクコーヒー原液」については課税できないため、これはである。 急拠改正し、右のように「その他の物品」という文言を挿入して右課税を可能なら しめようとしたものである。そもそも、この基本通達なるものは、物品税法で定め られた抽象的納税義務を具体的に明確化し、現実には基本通達によつて課税される かの観を呈し、その内容・機能からみれば、 物品税法と一体をなすものであるか ら、前記通達の改正前に製造移出した本件「ミルクコーヒー原液」について、右改 正後の通達に基づいて課税することは許されないので、本件課税処分はこの点から も違法たるを免れない。

四 よつて、原告は被告に対し本件課税処分の取り消しを求める。 と述べた。

被告指定代理人は、答弁として

請求原因第一項の事実のうち原告が「ミルクコーヒー原液」を製造したのは、昭 和三五年五月ごろであるとの点および原告が「ミルクコーヒー原液」が不課税物品 と信じていたとの点は不知、その余は認める。同第二項の事実は認める。同第三項

(一) の事実のうち「ミルクコーヒー原液」の配合割合、その原価構成は不知、そ の余は争う。同第三項(二)の事実は、基本通達改正の点は認めるが、その余は争 う。基本通達を改正したのは、従来から法律の解釈上当然とされていたことを、よ り妥当な表現に改めたに過ぎない。と答え、主張として次のとおり述べた。

本件課税処分には原告主張のような取消事由は何ら存在しない。すなわち、本件 「ミルクコーヒー原液」は物品税課税物品たる「コーヒーシロツプ」である。

物品税法第一条によれば、同条別表第二種第一七号品目2(昭和四一年法律第三 四号による改正前の物品税法第一条別表第二種第四種第四一号品目は、以下についてはこの括弧部分は省略する。)に掲げる「コーヒーシロップ」は、物品税の課税物品とされている。右「コーヒーシロップ」については、物品税法上何等の定義規定も存しないので、同法の目的に照らしそのしやし性、し好性、便益性等ならびに 般消費者の生活および産業経済におよぼす影響等や社会通念を考慮して合理的に 解釈するほかないが、右見地から、「コーヒーシロツプ」とは、「コーヒーを原料 として、これに甘味料およびその他の物品を加えたもので、き釈して飲用するのに 適する濃度および甘味を有する飲料をいう。」と定義すべきものである(昭和四一 年一一月二四日付国税庁長官通達「物品税法基本通達」別表第一第二種の物品、一 七飲料類および飲料用のし好品・一七)。右定義は物品税の課税物品とされていな い市乳等と異なり、コーヒーシロツプが一般的に滋養および保健飲料としてより も、むしろし好飲料として飲用に供されている現状からみて、課税対象とされてい

ることに適合する。 ところで被告の調査の結果によれば、右「ミルクコーヒー原液」の原料配合、性 状等は

1 コーヒー豆を原料としてこれに少量のチコリー(コーヒー増量材で物品税法第一条別表第二種第一七号品目5の課税物品たる飲料用のし好品)を加えて浸出した コーヒーエキスにブドウ糖、砂糖、サツカリンの甘味料とカラメル(着色材) イクラミン酸ナトリウム、ガム、クエン酸ナトリウム、重炭酸ナトリウムを加え、 さらに脱脂乳を加えて濃縮し製造したものであること

九ないし一〇倍にき釈して飲用に供するものであること 2

その性状が常温において、その収容容器を傾斜した場合、自然に流出する程度 の粘度のもので液状であること

が認められ、かつ本件「ミルクコーヒー原液」は、コーヒー特有の香り、甘味、色彩を保有しており、社会通念上も、し好飲料たる「コーヒーシロツプ」と認められ るので、物品税法上の「コーヒーシロツプ」に該当するものというべきである。

なお、原告は「ミルクコーヒー原液」は主成分が脱脂乳であつて、主原料がコ ヒーと甘味料でないから「コーヒーシロツプ」にもまた「し好飲料」にも該当しな い旨主張しているが、物品税法上も社会通念上も「コーヒーシロツプ」がコーヒーと甘味料を主原料とするものであると限定する理由は何ら存在しないし、また原告は本件「ミルクコーヒー原液」がたとえし好飲料であるとしても、物品税法第一条別表第二種第一七号品目3の「ねり状のもの」に該当すると主張するが、右「ねり 状」とは、「その性状が常温において、その収容容器を傾斜させても、自然に流出 しない程度の粘度を有するもの」をいうと解すべきところ、本件「ミルクコーヒー 原液」が右の程度の粘度を有しないものであることは明らかであるから、原告の右 主張はいずれも理由がない。 証拠(省略)

曲 原告は乳製品の製造、販売を業とする会社で、遅くとも昭和三九年二月から 「ミルクコーヒー原液」なる物品を製造してきたが、従来物品税の申告をしなかつ たところ、被告が右「ミルクコーヒー原液」が物品税法第一条別表第二種第一七号 品目2に掲げる「コーヒーシロツプ」に該当するものとして、本件課税処分を行つ たことは当事者間に争いがない。

ニーそこで、本件課税処分について原告主張の取消事由が存在するか否かについて 検討する。

「ミルクコーヒー原液」が物品税法第一条別表第二種第一七号品目2の (-)「コーヒーシロツプ」に該当するか否かについて右「コーヒーシロツプ」の意義に ついては、物品税法上何ら定義づけはなされていないので、同法条の立法趣旨に照 らしてこれを合理的に解釈するほかはないが、物品税法が「コーヒーシロツプ」を 課税物品としたのは、コーヒーが強度にし好性に富むものであるので、このような コーヒーの特性が生かされたシロツプ(濃度の高い糖液)を課税の対象にしようと

するものと解されるから、そのシロツプにおけるコーヒーの含有量が少量であつても、また、コーヒーの他に他の物が含有されていても、そのシロツプ自体においてコーヒーの特性が生かされている以上は、「コーヒーシロツプ」と解してさまたげないものというべきである。

しかして一般に乳製品は滋養および保健食品として不課税物品とされているところであるが、コーヒーの他に乳製品を多量に含有するシロツプが不課税物品とされる乳製品に該当するか、課税物品とされる「コーヒーシロツプ」に該当するかは、それが主として滋養および保健食品たる性格を有するか、し好飲料たる性格を有するかにより決定すべきものと解される。

められ、右認定に反する証拠はない。 してみれば「ミルクコーヒー原液」は物品税法上前記所定の課税物品たる「コーヒーシロップ」に該当するものというべきである。

(二) さらに、原告は、当初の物品税法基本通達においては「コーヒーシロツラーと、当初の物品税法基本通達においては「コーヒーシロツを成分として、生まれた。 当初の物品税法基本通達においては、生まれた。 当初の物品税法を加えた。 は、生まれた。 は、生まれた。 は、生まれた。 は、生まれた。 は、生まれた。 は、生まれた。 は、生まれた。 は、生まれた。 は、生まれた。 は、まれた。 は、まれたた。 は、まれた。 は、まれた。 は、まれた。 は、まれた。 は、まれた。 は、まれた。 は、まれた。 は、まれた。 は、まれたた。 は、まれた。 は、まれた。 は、まれた。 は、まれた。 は、まれたいた。 は、まれたいまれた。 は、まれたいまれた。 は、まれた。 は、まれたいれた。 は、まれたいまれた。 は、まれたいまれた。 は、まれたいまれた。 は、まれたいれたい。 は、まれたいれた。 は、まれたいれたいまれた

三 してみれば、被告がなした本件各課税処分は適正であつて、原告の本訴訟請求 は理由がないのでこれを棄却すべく、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条を 適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 美山和義 松尾政行 来本笑子)